

## 議案第8号

### 鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平井伸治

### 鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第4条、第5条関係）

区分	基準
略	
交通安全施設	交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋、 <u>自動運行補助施設</u> 、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。
歩行者利便増進道路	<p>1 歩行者利便増進道路に設けられる歩道等又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けること。</p> <p>2 前号に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保すること。この場合において、必要があると認められるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けること。</p> <p>3 歩行者利便増進道路（移動等円滑化法第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、別表第2に規定する基準に適合する構造とすること。</p>

別表第1（第4条、第5条関係）

区分	基準
略	
交通安全施設	交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。